

朝倉市

戸籍・異動・登録などの
お知らせ



☆窓口において本人確認を実施しています☆

市では、本人になりすました虚偽の届出や不正な手段による証明書の請求を防ぐため、戸籍の届出や住民異動届、住民票・戸籍に関する証明等の交付申請の際に、来庁された方の本人確認を実施しています。

【対象となる届出・申請】

◎戸籍の届出 婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、不受理申出

◎住所異動届 転入届、転出届、転居届、世帯変更届など

※戸籍の届出等について、受付の際に本人確認ができない場合は、届出を受理した後、届出人に届出があった旨の通知をします。

◎印鑑登録 印鑑登録申請、印鑑登録証亡失届、印鑑登録廃止申請など

◎証明 戸籍全部・個人事項証明書（謄・抄本）、除籍（改製原）謄抄本、戸籍の附票身分証明書、住民票の写し、税証明など

◎住民基本台帳カード

◎電子証明書

【本人確認の対象者】

◎窓口に来た人 （代理人が申請する場合、委任状が必要です。※詳細については事前にお問合せください。）

【本人確認の方法】

◎下記により本人確認を行いますので、届出、申請時には忘れずにお持ちください。

《1点で確認》 運転免許証・パスポート・在留カード・特別永住者証明書・写真付住民基本台帳カード
その他官公署が発行した顔写真付証明書など

《2点で確認》 健康保険証・年金手帳・年金証書など

★開庁時間・・・平日の午前8時30分から午後5時15分まで

〔本庁のみ…毎週水曜日午後7時まで窓口延長→詳しくは8ページをご覧ください。〕

※時間外及び土・日・祝祭日は、閉庁しますが、戸籍届出書の預かり、火葬許可手続きの際は、各庁舎通用口の警備員室にお越しください。

戸籍の届出

TEL 22-1111
市民課（内線 137）

種 類	届出期間	届出人（届出義務者）	届出に必要なもの	注意事項
出生届	出生の日から 14 日以内 （14 日目が休日のときは、 休日の明けた日が期間満了 日）	父又は母 （その他の方が届出さ れるときは事前に問合 せください）	出生届（医師または助産師の 出生証明書が必要）、届出人の 印鑑、母子手帳 ※加入者のみ・・・国民健康保険証	①届出地は、本籍地、出 生地、届出人の所在地、 住所地のいずれか。 ②名前に使用できる漢字 は常用漢字または人名用 漢字。
婚姻届	届出によって効力を生ず る（届出期間はない）	夫になる人 妻になる人	婚姻届、本籍地以外で届出 をする場合は全部事項証明 書（戸籍謄本）、届出人の印 鑑	①届出地は、夫又は妻の 本籍地、住所地、所在地 のいずれか。 ②届書には成年者の証人 2 人の署名が必要。 ③未成年者の婚姻には父 母の同意書が必要。
離婚届	協議離婚は届出によって 効力を生ずる（届出期間は ない）	夫と妻	離婚届、本籍地以外で届出 をするときは夫婦の全部事 項証明書（戸籍謄本）、届出 人の印鑑 ◆裁判・調停離婚のときは、調停調 書の謄本、審判書の謄本又は判決 書の謄本及び確定証明書	①届出地は、夫又は妻の本 籍地、住所地、所在地のう ちいずれか。 ②届書には成年者の証人 2 人の署名が必要。 （裁判離婚のときは 署名不要）
	裁判離婚は、裁判確定又は 調停成立の日から 10 日以内	訴えを提起した者又は 調停の申立人（訴えを した者が 10 日以内に 届出しないときは相手 方も届出できる）		
死亡届	死亡の事実を知った日か ら 7 日以内	同居の親族、同居して いない親族、同居者、 家主、地主、家屋若し くは土地の管理人、公 設所の長、後見人、保 佐人、補助人、任意後 見人	死亡届（医師の死亡診断書 が必要）、届出人の印鑑	①届出地は、死亡者の本 籍地、死亡地、又は届出 人の住所地、所在地のい ずれか。
転籍届		戸籍の筆頭者及 び配偶者	転籍届、届出人の印鑑、全 部事項証明書（戸籍謄本） 〔市内での転籍の場合は不要〕	①届出地は、本籍地、住 所地、所在地、転籍地の いずれか。

※この他の戸籍に関する届（養子縁組届・養子離縁届・入籍届・氏と名の変更届など）については、
手続きが複雑なものがあります。事前にお問合せください。

【本人確認が必要な届出については、1 ページ『窓口で本人確認を実施しています』をご覧ください。】

住所の異動届

TEL 22-1111
市民課（内線 137）

《外国人住民の方は 2012(平成 24)年 7 月 9 日の法改正により、旧住居地・新住居地両方の役所で手続きが必要です》

種類	こんな場合に	届出期間 (届出義務者)	届出に必要なもの
転入届	他の市町村から朝倉市に引越したとき	転入後 14 日以内 (本人又は世帯主)	前住所の市町村が発行した転出証明書、印鑑、国民年金手帳(加入者のみ) 特別永住者・外国人の方は『転出証明書』『特別永住者証明書』または『在留カード』が必要です。
転出届	朝倉市から他の市町村に引越すとき	引越しをする日まで〔転出後 14 日以内を含む〕 (本人又は世帯主)	印鑑、国民健康保険証(加入者のみ) 国民年金手帳(加入者のみ)、印鑑登録証(登録者のみ) 特別永住者・外国人の方は『特別永住者証明書』または『在留カード』が必要です。
転居届	市内で住所が変わったとき	転居後 14 日以内 (本人又は世帯主)	印鑑、国民健康保険証(加入者のみ) 国民年金手帳(加入者のみ) 特別永住者・外国人の方は『特別永住者証明書』または『在留カード』が必要です。
世帯変更届	世帯主が変わったり、世帯を合併・分離したとき	変更があった日から 14 日以内 (本人又は世帯主)	印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)

☆住民基本台帳カードをお持ちの方の転入・転出の届出について☆

*住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方がいらっしゃる世帯の「転入届」や「転出届」については、原則として転出時に転出証明書の交付は行いません。

住基カードを利用した転入・転出

- 転出届・・・引越し前の市役所(役場)に転出届を行います。
- 転入届・・・引越し後の市役所(役場)に『住基カード』を提示して転入届を行います。

住基カードを利用した転入・転出が行える方

- 住基カードをお持ちの方、住基カードをお持ちの方と一緒に引っ越しする方

住基カードを利用した転入・転出の届出が行える期間

- 転出届・・・引越し予定日の 14 日前から、または実際に住み始めた日から 14 日以内
 - 転入届・・・引越し予定日から 30 日、また新しい住所に住み始めてから 14 日のいずれか早い日
- ※この期間を過ぎますと転出証明書情報の送受信はできなくなります。
改めて転出証明書を取得する手続きが必要となってしまいますので、期間内に届出してください。

必要なもの

- 転出届
届出人(本人又は世帯主)の本人確認書類(代理人の届出の場合は、委任状と代理人の本人確認書類)
- 転入届
住基カード(暗証番号の入力が必要です)
届出人(本人又は世帯主)の本人確認書類(代理人の届出の場合は、委任状と代理人の本人確認書類)

☆その他詳しいことについては、市民課にお問合せください。

平成 24 年 7 月 9 日から住民基本台帳カード（住基カード）の継続利用ができます。

今までは、住基カードをお持ちの方が他の市町村へ住所異動をする場合、住基カードは廃止となっていました。住民基本台帳法が改正され新しい市町村でも一定の条件を満たすことで、旧住所で発行された住基カードがそのままお使いいただけるようになりました。（ただし、継続利用手続きが必要です）。

なお、従来、転出届をされた方には手続き後に「転出証明書」を発行しておりましたが、平成 24 年 7 月 9 日以降は住基カードをお持ちの方が転出される際には「転出証明書」の発行はありません（転入の際に住基カードが転出証明書代わりにになります）。

※旧住所での転出届の手続きは必要ですのでご注意ください。

住民基本台帳カードの継続利用を希望する際の注意点

◇転出する際の注意点

- ・継続利用の意思表示が必要です。
- ・転出届の提出期間が決められています。

◇転入する際の注意点

- ・継続利用を希望される方全員の住基カードの持参が必要です。

【届出できる人】

- ・本人（本人の法定代理人）
- ・本人と同一世帯の方

- ・転入届の提出期間が決められています。

【届出期間】

- ・転入届出日から 90 日以内
- ・転入届を行った日が「転出予定日から 30 日、または新しい住所に住み始めてから 14 日を経過した日」を過ぎていた場合、住基カードは失効しています。引き続き住基カードを利用することはできません。

- ・転入後、継続利用をする場合にはそれぞれの住基カードの暗証番号が必要です。

【届出に必要なもの】

- ・住基カード（暗証番号の入力が必要です）
- ・本人確認書類

窓口に来ている方がご本人の場合、確認書類は不要です。（顔写真付の住基カードの場合のみ）

ご本人以外の場合、官公署発行の顔写真付きの証明書等を 1 点、もしくは、官公署発行の顔写真なしの証明書等 2 点

※電子証明書は継続利用できません。転出により失効します。

☆その他詳しいことについては、市民課にお問合せください。

住民基本台帳カード (住基カード)

TEL 22 - 1111
市民課 (内線 137)

*朝倉市に住民登録されている方で、ご希望の方に発行しています。

- ・住基カードは、住民票の情報に基づいて発行するセキュリティに優れた IC カードです。
 - ・有効期限は、発行してから 10 年間です。
 - ・顔写真付き住基カードは、公的な本人確認書類として使用できます。
 - ・平成 24 年 7 月 9 日より、市外へ引越しをされた場合でも、手続きをしていただきますと引き続き使用できるようになりました。
- (法定期限内に転出・転入の手続きをしていることが必要です。詳しくは 4 ページをご覧ください。)

【カードの種類】 ご希望のタイプを選ぶことができます。



【券面記載内容】

氏名・有効期限・住所
生年月日・性別・顔写真

【券面記載内容】

氏名・有効期限

【交付申請に必要なもの】

- ・本人確認書類 (免許証、健康保険証、年金手帳など 2 点以上)
- ・手数料 (500 円)
- ・顔写真付きを申請される方は、顔写真 (縦 4.5 センチ、横 3.5 センチ、無帽、正面、無背景で 6 ヶ月以内に撮影したもの)
- ・申請はご本人又は法定代理人が行います。(15 歳未満の方は法定代理人が申請)

※代理の交付申請はできません。顔写真付きの公的証明書がない場合は、郵送による本人確認を行うためカード発行に数日かかります。(なお、支所での即日交付はできません。)

カードの表面に記載された内容 (氏名・住所等) に変更があったとき

カード裏面に変更事項を記載する必要があります。(窓口でカードをご持参ください。)

※2009 年 4 月 20 日以降に交付した (有効期限 2019 年 4 月 19 日以降) 写真付きの住基カードの IC チップ内には氏名や住所も記録されていますので、カードの裏面への記載に併せて IC チップ内のデータを更新する必要があります。(データを更新するには、住基カードの暗証番号入力が必要です。)

住民基本台帳 ネットワークシステム

TEL 22-1111
市民課（内線 137）

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は、全国の市区町村と都道府県、指定情報処理機関を専用回線で結んで本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード）を利用することにより、全国共通の本人確認を可能とするしくみです。

※住民基本台帳ネットワークシステムは、市の開庁時間とは関係なく、『平日午前9時から午後5時まで』の対応となっております。

終了間際になりますと、当日処理ができない場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

◆住民票の写しの広域交付・・・住民登録地以外の市区町村でも交付を受けられます。（福島県矢祭町は除く）

○住民票の内容

本人又は同一世帯員の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）

○請求に必要なもの

官公署発行の写真付証明書（運転免許証など）、又は住民基本台帳カード（住基カード）
（有効期限内のもの）

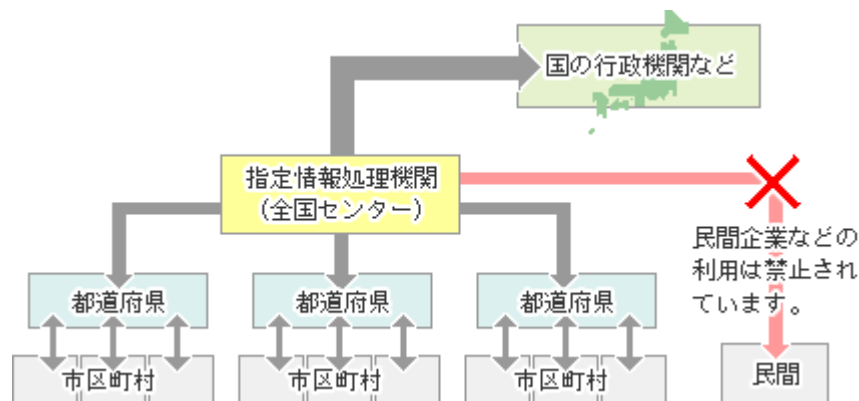
○申請方法

市区町村窓口で申請書を記入して申請します。

住基カードを提示する場合は、暗証番号の入力が必要です。

○交付手数料

交付地の市区町村で定めた金額（朝倉市は300円）



印鑑登録

TEL 22-1111
市民課（内線 137）

印鑑登録証明書は、その印鑑が登録されたものであることを公証するものです。

登録された印鑑と印鑑登録証明書があれば、間違いなく本人の意思表示であるとされ、不動産登記や契約証書作成などの重要な手続きに使われています。

【印鑑登録できる方】

15歳以上で、朝倉市に住民登録している方。ただし、成年被後見人は登録できません。

◇登録申請の手続き・・・印鑑登録は、私たちの財産と権利を守る大切な制度です。
事故を防ぐためにも、本人を確認した上で登録します。（登録手数料 300円）

手続きにくる人	必要なもの	印鑑登録証の交付	登録できる印鑑
本人	【A】本人確認書類あり ①登録する印鑑 ②官公署発行で写真が添付された身分証明書（運転免許証、パスポート、写真付住基カードなど）	◎印鑑を登録しその場で登録証を交付。	◇一辺 8 mm以上、25 mm以下の正方形の中に、印影が収まる印鑑。 ※登録できない印鑑 ・縁が欠けているもの ・ゴム印など変形しやすいもの ・他の世帯員が登録しているもの ・氏名以外のものが彫られているもの ・印影が不鮮明なもの (詳細は市民課にお問合せください。)
	【B】保証人(市内で印鑑登録している人)と来庁 ①登録する印鑑 ②保証人の印鑑登録証 ③保証人の登録している印鑑 (市規定の保証書に記入していただきます)		
本人 【A】【B】で本人確認ができない	①登録する印鑑	◎申請書を提出していただいた後、本人あてに照会書を郵送。 本人からの回答後に登録証を交付。 *回答書と一緒に持参する書類については照会書郵送分に同封。	
代理人	①登録する印鑑 ②委任状〈代理権授与通知書〉 ③代理人の印鑑	※郵送期間を要するため登録に時間がかかります。	

◇印鑑登録証明書が必要なとき

印鑑を登録すると、印鑑登録証（カード）を交付します。印鑑証明書を申請するときは、印鑑登録証（カード）が必要です。

◇印鑑登録証や登録印鑑をなくしたとき、改印するとき

印鑑登録証や登録している印鑑をなくしたとき、または改印するときは、「廃止・亡失」の届出後、改めて印鑑登録の手続きが必要です。（手続き方法は、上記『登録申請の手続き』と同様です。）

各種証明書の手数料

TEL 22 - 1111

市民課（内線 137）・税務課（内線 163）

（1通につき）

戸籍の謄抄本 （全部・個人・一部事項証明）	450 円	住民票	300 円
除かれた戸籍の謄抄本 （全部・個人・一部事項証明）	750 円	住民票記載事項証明	300 円
戸籍附票	300 円	住民基本台帳カード交付	500 円
戸籍記載事項証明	350 円	公的個人認証（電子証明書の発行）	500 円
除籍記載事項証明	450 円	諸証明	300 円
身分証明書〔本人以外は委任状が必要〕	300 円	印鑑登録証の交付	300 円
受理証明	350 円	印鑑証明	300 円

* 戸籍に関する証明書（附票・身分証明書含む）は、朝倉市に本籍がある人しか取れません。また、戸籍に記載されている人以外の方が請求するときは、請求資格を証する書類、もしくは本人又は請求資格がある方からの委任状が必要になることがあります。住民票の写しについても、別世帯の方が請求するときは、請求資格を証する書類、もしくは本人又は請求資格がある方からの委任状が必要になることがあります。

* 印鑑登録証の提示がなければ、印鑑証明書は発行できません。

* 申請の際に、本人確認を行いますので身分を証明するものをご持参ください。（1 ページ参照）

納税証明書	300 円	公課証明書	300 円
所得（課税・非課税）証明書	300 円	固定資産名寄帳写し	200 円
資産証明書	300 円	地番図写し	200 円
評価証明書	300 円	納税証明書（車検用）	無料

* 資産等についての証明が複数枚にわたるときは、2 枚目以降 100 円ずつ加算されます。

* 申請の際に、本人確認を行いますので身分を証明するものをご持参ください。（1 ページ参照）

◇本庁舎のみ毎週水曜日は、午後 7 時まで窓口を利用できます。

毎週水曜日（開庁日のみ）に、午後 7 時まで窓口延長を行っています。（発行事務のみ）

窓口延長で交付できるものは、次のとおりです。

- ① 住民票・印鑑証明書・全部事項証明書（戸籍謄本）・個人事項証明書（戸籍抄本）・身分証明書
納税証明書・所得（課税）証明書・資産証明書・評価証明書・公課証明書・固定資産名寄帳写し
地番図写し
- ② 印鑑登録、原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・名義変更等
（手続きの際に必要なものがあります。事前に市民課・税務課へお問合せください。）

◇証明書等の郵便請求もできます。

朝倉市から遠方へ転出した場合、また朝倉市に転入する前の住所地の証明書等を請求する場合にはどうしても市役所まで受け取りに行けない人は、郵便請求が便利です。

☆詳しくは市民課・税務課へお問合せください。

◆公的個人認証サービスとは

今後、いろいろな行政手続がインターネットを通じても行えるようになる予定です。
その際に、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんといったことが問題となります。

こうした問題を防止するため、インターネットを通じて行政手続をしようとするときは、本人確認ができる電子データの証明書（以下『電子証明書』という。）を申請書に添付して送信することが必要となります。

公的個人認証サービスは、こうしたインターネットを通じての行政手続に必要な電子証明書を交付し、インターネットによる行政手続が安全に行えるようにするための制度です。

公的個人認証サービスで提供する『電子証明書』は、ICカードに格納されます。

現在使用できるICカードは、朝倉市が発行する「住民基本台帳カード（住基カード）」となります。

※「e-Tax」で利用される場合、「国税庁ホームページ」もしくは、税務署等にお問合せください。

公的個人認証サービスをご利用になるには

※事前準備を確認のうえ、電子証明書の交付申請を行ってください。

《事前準備》

- 住基カードの取得（住基カードの申請方法については、5ページをご覧ください。）
- 「電子証明書」を使用して申請を行う場合、インターネットに接続できるパソコンが必要です。
- 使用するパソコンのOS及び、搭載されているWebブラウザが専用アプリケーションに対応している必要があります。
- ICカードに格納された「電子証明書」を読み取るための、ICカードリーダーが必要ですが、必要です。

《電子証明書申請》

- 本人が市役所窓口にて、運転免許証、住基カード（顔写真付）等官公署が発行した顔写真付の証明書を提示すると、即日電子証明書が発行されます。
（支所においては、住基カードの即日交付はできません。住基カードと同日に申請交付を希望される場合は、本庁のみの取扱いになります。）
- 受付時間は、開庁日の午前9時から午後4時30分までとなっています。
- 電子証明書発行手数料は、500円です。

※有効期間は3年です。（引越しによる住所変更など、申請者の住所、氏名等、電子証明書に記録されている情報に変更があった場合、有効期間内であっても失効します。）

☆その他詳しいことについては、市民課にお問合せください。

本人通知制度事前登録TEL 22-1111
市民課（内線 137）

事前に登録することにより、登録者の住民票や戸籍謄抄本などが、本人の代理人や第三者に対して交付された場合に、その交付の事実を本人あてに通知するものです。

必要なもの

申請書および本人確認書類

（P1 の本人確認の方法を参照）代理人による申請の場合は、申請書、申請者本人確認書類（コピー）、本人作成の委任状および代理人についての本人確認書類。

備考

第三者とは、住民票の場合、本人および同一世帯以外の人、戸籍の場合、本人または同籍者、直系尊属もしくは直系卑属以外の人（国または地方公共団体の機関を除く）をいいます。

登録の有効期間

登録日から3年を経過した日以後の最初の3月31日まで。

☆その他詳しいことについては、市民課にお問合せください。